

Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

5

No.174

MAY | 2013

www.kindai-sales.co.jp

平成25年5月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第15巻第5号通巻174号

平成25年度の 公的年金



支給開始年齢引上げと60歳以降の社会保険

特別企画

消費税増税&住宅ローン控除延長・拡充!

2013年の 住宅取得アドバイスを考える

連載

知識のブラッシュアップに役立つ
FPマンズリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

金融資産運用設計/ライフプランニング/相続・事業承継設計

笑顔相続のススメ

第2回 相続とは、親の生き方を受け継ぐこと

その子たちも結婚し子どもが生まれ、日々幸せに暮らす様子を見て、本当にうれしく思っています。

妹の〇〇へ
結婚には恵まれませんでした、私と一緒に暮らし、ずっと面倒を見てくれて、本当に感謝しています。

相続人である娘2人に対し、それぞれ便箋2枚ほどに感謝の言葉がしたためられていました。それは『遺言書』という、母から娘2人への愛情がこもったラストメッセージでした。読み進むと、お母さまの深い愛情が伝わってきて、私は思わず涙がこぼれそうになりました。

そして最後の1枚には『財産について』と書いてありました。

「先生、遺言書が出てきました」
被相続人が住んでいた自宅を訪問し自己紹介を終えると、相続人の一人である妹から封筒を渡されました。『遺言書』と書かれた封筒は、すでに開封されていました。

「拝見してもよろしいですか？」と尋ね、中から5枚くらいの便箋を取り出しました。

姉の〇〇へ
優しいご主人と2人の子を育て、

*

*

*

被相続人は、90歳を超える母で、相続人は60代の姉妹2人。相続財産は、母と妹が暮らしていた土地建物6000万円と現預金4000万円、で合計1億円。

母の遺言どおり財産を分けると、妹が8000万円（土地建物6000万円＋現預金4000万円×1/2）、姉が2000万円（現預金4000万円×1/2）となります。

万一、姉が遺言に納得いかない場合には、遺留分が認められているので、法定相続分1/2の1/2、つまり2500万円（1億円×1/4）までは、取り戻すことができます。

私は、姉妹に遺留分のことを説明し、遺産分割は相続人間で合意すれば、遺言どおりではない分割も可能であることを伝え、2人で話し合っていたら、2週間後に2人の出した結論は

「お母さんの望むとおりの遺産分割をお願いします」というものでした。

2人の結論を聞いて、ホッとすると同時に、お母さまの喜ぶ顔が目に見え、浮かびました。この事案から、相続というものは、「親の遺志を継ぐこと」とあることを学びました。

相続というと財産を分けることだけのようで、錯覚しがちですが、本来は「親の生き方を受け継ぐこと」です。このお母さまは、本当に2人の娘を愛し、大切に育てたのだと思います。娘2人は、相続を通じて家族を大切にしようというお母さまの遺志を見事に引き継ぎました。

しばらくして、相続で取得した古い建物を建て替えたいという相談がありました。

いろいろ検討した結果、1階が自宅、2階3階をアパート賃貸併用住宅に建て替えることになりました。建替えの計画で、2階に姉の子である甥の家族が住むことになり、時に甥の子の面倒も見て、妹は一人で淋しくなることもなく安心して暮らせるようになりました。

この相続をきっかけに、私は、『笑顔相続』を真剣に日本中に広めていこうと決心しました。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事
一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。キックボクシングが趣味で、休日は週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務めている。

【用語解説】遺言書 遺言書（公正証書による遺言を除く）の保管者またはこれを発見し、相続人は、遺言者の死を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの下で開封しなければならぬことになっております。（裁判所HPより）